

厚生労働省発老第0329002号
平成19年3月29日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣
柳澤 伯夫

諮詢書

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第5項の規定に基づき、
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生
省告示第19号)を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求
めます。

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算の算定に当たって、常勤の看護師に代え常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を平成20年3月31日まで延長することとすること。
- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算についても同様の措置を講ずること。